

武蔵野市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画 及び認知症施策推進計画策定にあたっての論点

参考資料集

目次

・武蔵野市が目指す高齢者の姿とまちづくり	4 ページ
1. いつまでもいきいきと健康に 誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる	
・論点①_「健康長寿のまち武蔵野」の実現に向けた取組みのさらなる充実	5 ページ
・論点②_介護予防・日常生活支援総合事業のあり方	9 ページ
・論点④_地域における就労を含めた幅広い社会参加の機会の拡充	12 ページ
2. ひとり暮らしでも 誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる	
・論点⑤_ひとり暮らし高齢者の安心感の醸成	14 ページ
・論点⑥_権利擁護支援と成年後見制度の利用促進	20 ページ
・論点⑦_頼れる身寄りがいない高齢者等への対応	23 ページ
3. 認知症になっても 誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる	
・論点⑧_認知症に関する相談窓口の周知	29 ページ
・論点⑨_認知症基本法の成立及び「新しい認知症観」の周知・理解促進	32 ページ
・論点⑩_認知症のある人に関する施策の拡充	34 ページ
4－1. 中・重度の要介護状態になっても 誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる	
・論点⑫_在宅生活継続のための支援のあり方	41 ページ
4－2. 介護基盤の整備のあり方	
・論点⑭_介護基盤の整備のあり方	43 ページ
・論点⑮_高齢者施設の老朽化に伴う対応	48 ページ

目次

5. 医療と介護の連携	
・論点⑯_医療と介護の連携	52ページ
6 – 1. 高齢者を支える人材の確保・育成	
・論点⑱_人材の確保	60ページ
・論点⑳_ケアマネジャーのシャドーワーク	63ページ
6 – 2. 介護事業所の生産性向上、経営改善支援	
・論点㉑_生産性向上、経営改善支援	66ページ
8. 市独自で実施する介護保険事業のあり方	
・論点㉓_「武蔵野市利用者負担額助成事業（5%助成）」のあり方	70ページ

武蔵野市では

いつまでもいきいきと健康に

ひとり暮らしでも

認知症になっても

中・重度の
要介護状態になっても

誰もが
住み慣れた地域で
生活を継続できる

医療と介護の連携

高齢者を支える人材の確保・育成

**1. いつまでもいきいきと健康に
誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる**

**論点①_「健康長寿のまち武蔵野」の実現に
向けた取組みのさらなる充実**

テンミリオンハウス事業（平成11年11月～）の課題について

- **卒業問題** 自力で通所でき、身の回りのことが自分でできる比較的元気な高齢者を対象としているが、長年通所する間に要介護度や認知症が重度化し、スタッフだけでは対応が困難な状況が散見される。在宅介護・地域包括支援センター等と連携しながら対応しているが、卒業に繋がらず困難ケース化することも珍しくない。
- **利用者の固定化** 上記卒業問題や、一日の受入人数、食数に上限があることから、新規利用者の順番待ち等が生じている施設もある。
- **担い手不足** 運営団体のスタッフも高齢化しつつあり、世代交代に不安を持つ施設もみられる。



聴こえの支援事業

- 加齢による聴力の低下は、社会参加の機会の減少や認知症の要因となることがあります。住み慣れた地域でその人らしい日常生活の継続を支援するために、令和6年度から聴こえの支援事業を行っています。
- 補聴器購入費補助事業のほか、普及・啓発事業と相談事業を行っています。

<補聴器購入費補助事業>

○補助額：購入費用の2分の1（上限額：50,000円）

○次の①～③すべてを満たす方がご利用いただけます。

- ①市内に住所があり申請する年度に65歳以上になる方
- ②障害者総合支援法に基づく補装具としての補聴器の支給対象者でない方
- ③耳鼻咽喉科医師から本事業の所定の基準を満たす証明を受けた方

【所定の基準】(1)両耳が40デシベル以上70デシベル未満（中等度難聴）と診断された方
(2)その他、補助対象者として補聴器装用の必要性が認められた方



【参考】「のとピット（奥能登版デジタルライフライン）」の概要

「のとピット」は、能登6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）の住民を対象に、施設等に設置する専用のQRコードをスマートフォンで読み取ることや日々のウォーキングにより、デジタル地域ポイント（能登6市町限定で活用可能なPayPay商品券、いしかわトチポ）を付与することやご家族などへの見守り通知で、住民の皆様の健康増進や安全・安心の確保を後押しするものです。また、有事においては得られたデータをもとに被災者の方々の活動状況把握、適切な支援を実現するフェーズフリーの取り組みです。



石川県HPから引用

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital/dll/notopitto.html>（令和8年7月7日確認）

告知ポスターのデザインは、緑と白を基調とし、スマートフォンで「ピット」と入力するイメージが描かれています。上部には「スマホで」とあり、中央には「のとピット NOTO PITTO」のロゴが配置されています。右側には対象地域（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）のリストが示されています。中央には「ご利用ガイド」のボタンがあり、下部には「先着10,000人に2000ポイント 初回特典をプレゼント」というキャンペーン情報が記載されています。ポスターの下部には「いつものお出かけが、ポイントに変わる!」というフレーズがあり、ウォーキングでポイントが貯まることや、外出先でポイントが貯まることなどが紹介されています。また、「貯めたポイントは、PayPay商品券 いしかわトチポでお買い物!」という情報も提供されています。右下には「登録はこちらから」というQRコードが掲載されています。

石川県HP「ご利用ガイドブック」から引用

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital/dll/notopitto.html>（令和8年7月7日確認）

**1. いつまでもいきいきと健康に
誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる**

論点②_介護予防・日常生活支援総合事業 のあり方

一般会計による事業も含めた総合的な支援による総合事業の取組み

(1) 訪問型サービス

- 訪問型のサービスA（緩和した基準によるサービス）で住民によるサービスである「武蔵野市認定ヘルパー」（訪問型サービスA相当）を提供。
- 総合事業開始前の調査で、介護予防訪問介護の利用内容の9割以上が「家事援助」であることが判明。
- 介護人材の不足の中、有資格のヘルパーは専門性が求められる中重度の要介護高齢者のサービスにシフトすることが求められている。
- 適切なアセスメントに基づいて身体介護、精神疾患等への対応が必要ないと判断された利用者については、資格を持たないヘルパーによる訪問介護の提供が可能であると考えられることから、総合事業の市の独自の基準の訪問型サービスにおいて武蔵野市認定ヘルパー制度を創設。
（平成27年度開始）

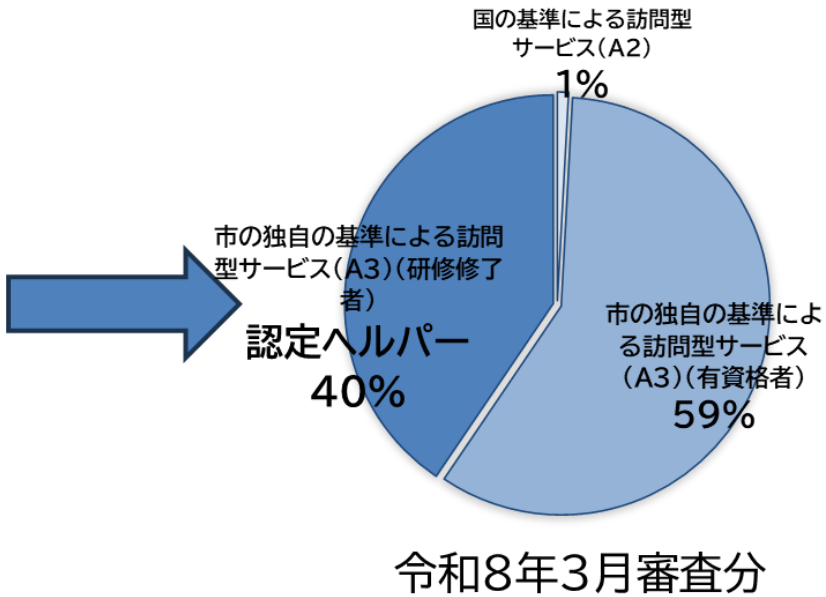
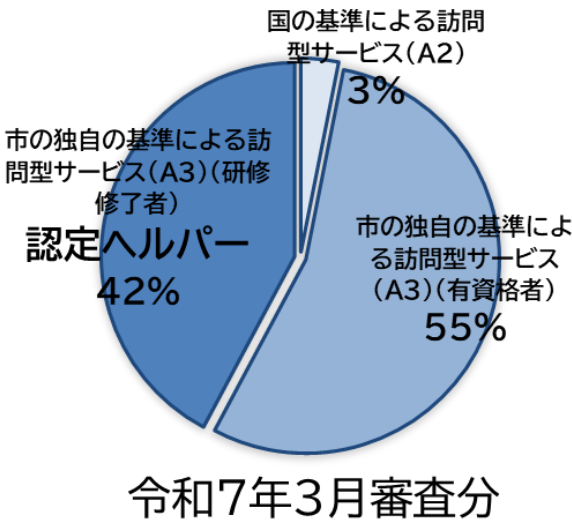
「武蔵野市認定ヘルパー」制度

- 武蔵野市独自の研修を実施し、修了者を「武蔵野市認定ヘルパー」として認定。
- ヘルパーの資格を持たない市民でも「武蔵野市認定ヘルパー」として総合事業において、家事援助サービスの提供が可能。（福祉公社、シルバー人材センター、NPO等に所属し、「仕事として」サービスに従事。）
- 「まちぐるみの支え合い」「軽度者に対するサービスの人材確保」「支援の質の担保」を同時に実現。

	R7.3	R8.3
要支援者数※	1149	1220
訪問サービス利用者数	128	116
うち認定ヘルパー利用者数	54	47
認定ヘルパー数	180	129

※要支援者数は事業対象者、要支援1・2の合計数

訪問型サービス(総合事業)における認定ヘルパーの利用割合



介護予防・日常生活支援アンケート調査による地域診断

- 日本老年学的評価研究機構（JAGES機構）と協力し、介護予防・日常生活アンケート調査（令和4年度）をもとに地域診断を行い、在宅介護・地域包括支援センターや地域住民とワークショップを行い、地域の強みや課題を協議した。

【地域診断とは】

客観的指標（介護予防・日常生活アンケート調査のデータ）と**主観的指標**（住民の声、地域の実情）などを通して全国のデータ等と比較しながら地域ごとの特徴（強みや課題）を把握すること

地域診断の結果

強み

- ✓ 主観的健康感、幸福感はよい
- ✓ 日常生活を自立して送れている方が多い
- ✓ 要介護リスクが低い
- ✓ スポーツの会、学習・教養サークル、趣味の会などの参加者は多い
- ✓ グループ活動の参加意向のある方は一定いる

課題

- ✓ やせやうつ（気持ちの落ち込み）が多い
- ✓ ボランティア、通いの場、老人クラブなどの参加者は少ない
- ✓ グループ活動の参加意向のある方は一定いるが、企画運営は少ない
- ✓ 独居者の割合が多い

これらのデータの結果を支援者や地域住民の立場で実際にはどうなのかを意見交換しそれぞれの活動にフィードバック

**1. いつまでもいきいきと健康に
誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる**

**論点④_地域における就労を含めた幅広い
社会参加の機会の拡充**

武蔵野市シルバー人材センターの仕事内容の拡大、職種の拡充

多様な経験、知識およびスキルを積んできた高齢者と、そのスキルを生かせる職種のマッチング

高齢者の求める働き方が多様化している中、シルバー人材センターの会員も一人ひとりが様々な就労の仕方、職種、業務内容を希望しており、現在の就業先範囲では望んだ就労に至っていない可能性が想定される。

武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画

（就労を含めた高齢者の社会参加の支援） ※一部抜粋

・・・高齢者がそれまで培った知識、経験、スキルを生かすことができるよう、地域における就労を含めた幅広い社会参加の機会の拡充を図る。（中略）あわせて（公社）武蔵野市シルバー人材センターについて、**事務局機能の強化**を含め、活性化に向けた支援に取り組む。

➡ 高齢者と就業のマッチング強化

①就業開拓 ②会員数の増強 ③会員、職員の能力向上

令和7年度【“これまでの枠組みに捉われない”就業開拓】

会員のスキルを生かせる職種とのマッチングを推進（例：書道講師、イベントカメラマン、袴の着付け等）。

その他、東京しごと財団「トライアル就業事業」を活用し、市内事業者へのヒアリングを実施、具体的なニーズを把握するとともに受託可能性を検討した。



こんな仕事もあるの？

特第2

武蔵野市 シルバー人材センターの 多彩なお仕事

—あなたの経験が今も誰かの役に立つ—

仕事をすることは生きがいや健康を保つためにも大切。
武蔵野市シルバー人材センターでは、おおむね60歳以上の方を対象に
これまでの知識や経験を生かして働ける多彩な仕事を用意しています。
実はこんな仕事も、あんな仕事も……あなたの知らないシルバー人材センターの世界へようこそ！

地域貢献	仲間づくり	経験を生かす
これまであまり地域と関わってこなかった人も、仕事を通じてより深く地域と関わることができます。	同じ仕事に取り組む新たな仲間ができ、仕事先では多様な世代との交流も生まれます。	これまでの仕事を通じて培ってきた知識や経験、スキルを、今後のキャリアでもう一歩生かします。

2. ひとり暮らしでも 誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる

論点⑤_ひとり暮らし高齢者の安心感の醸成

住まいの総合支援窓口事業

- 令和8年10月より、独居高齢者などの住宅確保要配慮者などに対し、住まい探しをはじめとして、入居後の安定した在宅生活の維持に向けた支援、退去時の支援などを一体的に行う窓口事業を立ち上げ、居住支援法人に委託して実施する予定。
- 住宅対策課が所管する「あんしん住まい推進事業」は本事業に再編し、生活福祉課と住宅対策課の共同所管とする。

【対象】生活困窮者、住宅確保要配慮者（高齢者・障害者・ひとり親家庭・低額所得者など）、身寄りがいない独居者など、住まいの確保や居住の維持に課題を抱える市民

【目的】住宅確保要配慮者などに対し、住まいの確保に関する相談や入居支援、見守りなど入居後の安心した在宅生活の維持に向けた支援、退去後の支援などを一体的に行う窓口を設置し、住まいの確保及び安定した在宅生活の維持を図る。

【背景】単身高齢者世帯の増加、身寄りがいない高齢者などの孤立、立退き事例の発生などの社会的背景の中で、住宅確保要配慮者などの住まい探しや安定的な在宅生活の維持が困難となっている。

【内容】①住まいの確保に関する相談窓口の開設と入居支援、②見守り体制の構築、③居宅撤去及び原状復帰の支援、④入院、入所時の緊急連絡先引受け、契約手続き支援など、⑤その他（家主・不動産事業者などとの関係構築、受託者の居住支援協議会への参画 など）

高齢者見守りライト事業（武蔵野市デジタル技術を活用した高齢者見守り事業）

ひとり暮らし高齢者の安否確認等の見守りを目的として、自宅の電球をハローライトと呼ばれる通信機能が一体となったLED電球に交換することで、電球に点灯または消灯の動きがない場合に、事前に登録してある通知先へ異常検知としてメールでお知らせするものです。

（武蔵野市 デジタル技術を活用した高齢者見守り事業） 高齢者見守りライト事業

令和8年
6月1日
受付開始

—こんなお悩みにお応えします—

ご家族の方

離れて暮らす親が心配
何かあっても気づけない
すぐに訪問できない

ご高齢の方

ひとり暮らしで不安
安心して暮らしたい
もしもの時に備えたい

—対象者—



次のいずれにも該当する方

- ①75歳以上の武蔵野市民
- ②ひとり暮らし（※）
- ③市民税非課税世帯または生活保護世帯に属すること

※世帯の状況から、ひとり暮らし相当とみなす場合を含みます。

クロネコ見守りサービス

ハローライト訪問プラン

電球をハローライトに
交換するだけ！

このサービスは、ヤマト運輸株式会社が提供する「クロネコ見守りサービスハローライト訪問プラン」を活用して実施する見守りサービスです。トイレや廊下など毎日使用する電球をハローライトに交換するだけで簡単に見守りサービスがご利用いただけます。

（注意）ご利用者の身体・生命の安全を保証するものではありません。



3つの特徴

1 かんたん！

ご自宅の電球をハローライトに交換するだけでご利用いただけます。Wi-Fiなどの通信機器、工事やコンセントも不要で、26口径の口金電球を設置可能な場所に取り付けます。
（注意）設置場所の通信状況によってはご利用できない場合があります。



2 あんしん！

地域に密着したヤマト運輸の配送ネットワークを活かし、ハローライトの設置から異常検知時の代理訪問まで対応いたします。

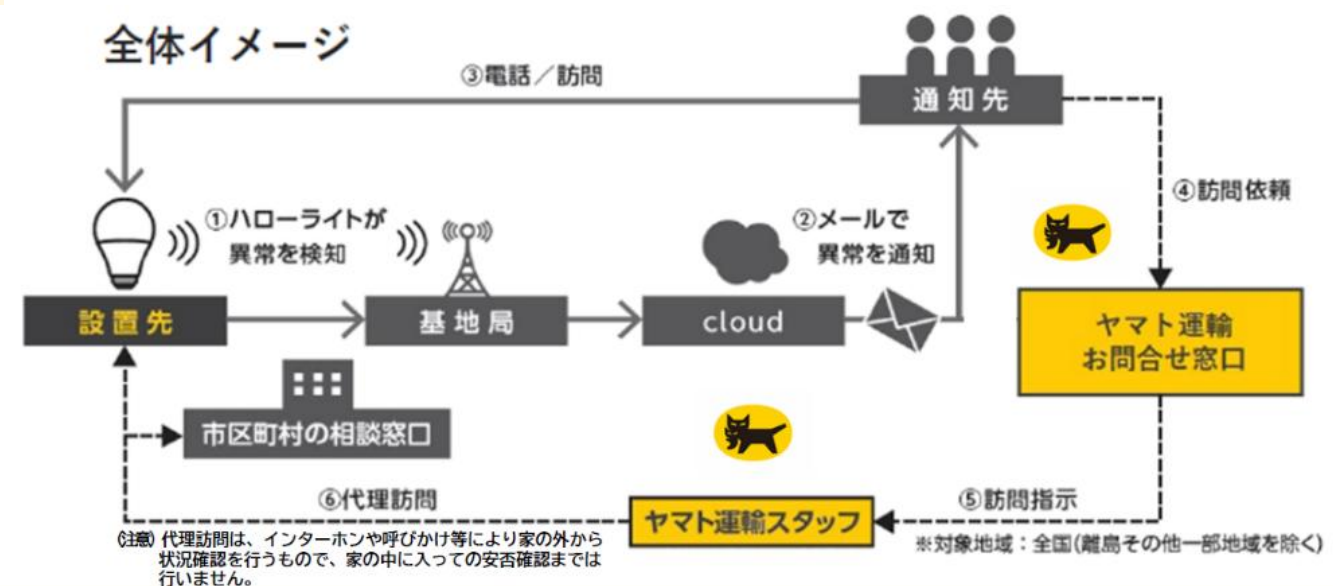


3 12か月無料！

設置した月から12か月間は無料でご利用いただけます。13か月目以降も利用を継続する場合は、月額1,738円（税込み令和8年4月現在）の自己負担となります。



全体イメージ



外出困難高齢者 訪問理容・美容サービス

- 年間 5 回の訪問調髪を受けることが出来る理容・美容券を発行します。
理容もしくは美容サービスのどちらかを実施します。

【対象】 武蔵野市内に住所があり、次の①～③全てを満たす方

- ① 65歳以上で在宅
- ② 要介護3～5の認定がある
- ③ 寝たきりまたはそれに準じた状態で外出が著しく困難

※介護保険施設に入所されている方、入院中の方は対象となりません。

【費用】 無料

【利用方法等】

券の発行時に、理容・美容サービス協力店一覧をお渡しします。
お近くの協力店へ直接連絡して訪問サービスの日時を決め、サービス終了時に券をお渡し下さい。

※土・日・祝日の出張依頼はご遠慮ください。

※ご利用の際は必ずご家族やヘルパーなどの付き添いをお願いします。施術内容の確認やご利用者様の身体介助など、必要に応じてお手伝いいたします。

ふれあい訪問収集（ごみ出し困難者）

ひとり暮らしの高齢者や、身体に障害のある方のみの世帯など、ごみを出すことが困難な方を対象に玄関からごみ置き場までのごみ出し支援と声かけを行う、ふれあい訪問収集を実施しています。

【対象】次のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上かつ、要支援2以上の者のみの世帯で、ごみを出すことが困難な世帯
- ② 身体障害者手帳1・2級のみの世帯で、ごみを出すことが困難な世帯

【収集方法】

毎週月曜日から金曜日まで曜日別収集（一般家庭ごみ収集日と同じ）

【安否確認】

希望者にはごみ出しの際に声掛け、安否確認を実施

【申込方法】

ごみ総合対策課へ連絡
書類審査、訪問調査により決定



福祉資金貸付制度（リバースモーゲージ）

■ 制度創設の経緯

昭和55年当時、武蔵野市は食事サービスやシルバー奉仕員制度、浴場開放事業、四市ケアセンターを活用したデイサービスや入浴サービス、老人福祉手当等の現金給付など、市民ボランティアにも支えられて市独自の多様な高齢者福祉施策を行っていたが、公的な在宅福祉サービスは、量的にも質的にも十分ではなかった。高齢者が住み慣れたところで生涯を全うできるよう、地域の福祉サービスを補完し、福祉全体のレベルアップを図り、市民福祉の増進に寄与することを目的に武蔵野市は同年12月に福祉公社を設立し、福祉公社は翌年4月から有償在宅福祉サービス事業を開始した。

それと同時に市は、武蔵野市福祉資金貸付条例を施行し、福祉公社とサービス契約を締結した人に対し、不動産を担保に福祉資金を貸し付ける制度を実施した。これにより、資産はあるが現金収入が少ない高齢者が、有償で在宅福祉サービスを受け、在宅生活を継続できるよう支援する体制が整った。

■ 福祉資金貸付制度見直し検討委員会報告書：平成25年3月（市HP ページ番号1010579）

市の福祉資金貸付制度は廃止すべきとの意見が大勢を占めた。廃止にあたり、市民に類似制度のあっ旋や住み替え支援等の総合相談及び福祉サービスを提供していく必要がある。また、民間金融機関との様々な協力についても検討されたい。現在の契約者に対しては、契約終了まで従来と同内容の貸付を継続するなど、一定の経過措置について配慮するよう求める。

※廃止理由

- 本市の福祉資金貸付制度はその先駆けとして、画期的な役割を果たしたと評価しているが、すでに民間にも普及し始めており、市が単独で制度を維持する必要性は薄れている。
- 条件を厳格化しても、制度が包含するリスクは解消されず継続するメリットが少ない。
- 公費の支出にあたっては、特定の個人のみに恩恵の及ぶものから、広く市民全体に還元できるものへ転換していく必要がある。

■ 武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画：令和3年度～5年度（41頁）

本市の福祉資金貸付制度（リバースモーゲージ）は、リーマンショックによる不動産価格の急激な下落により回収不能な貸付けが発生したことなどにより、現在新規受付を中止しているところです。しかしながら、高齢者の経済状況や、管理されずに放置される空き家の発生を未然に防止する観点から、制度の再検証を行います。

2. ひとり暮らしでも 誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる

論点⑥_権利擁護支援と成年後見制度の利用促進

成年後見制度の見直しの概要

法定後見制度の見直しの概要							令和8年1月 法務省民事局
法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度						
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている						
対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況		
制度	補助		保佐		後見		
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人		
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の全部の取消し	
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択						
見直し後の制度	適用範囲の拡大					廃止	
対象者の能力	不十分		欠く常況				
制度	補助		選択可				
	代理	取消し	取消しの特則				
必要とする支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し				
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択						
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判				
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人				
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権+意思表示の受領・保存行為				

出典：社会保障審議会障害者部会資料（令和8年1月19日）

第2期成年後見制度利用促進基本計画（令和6～11年度）

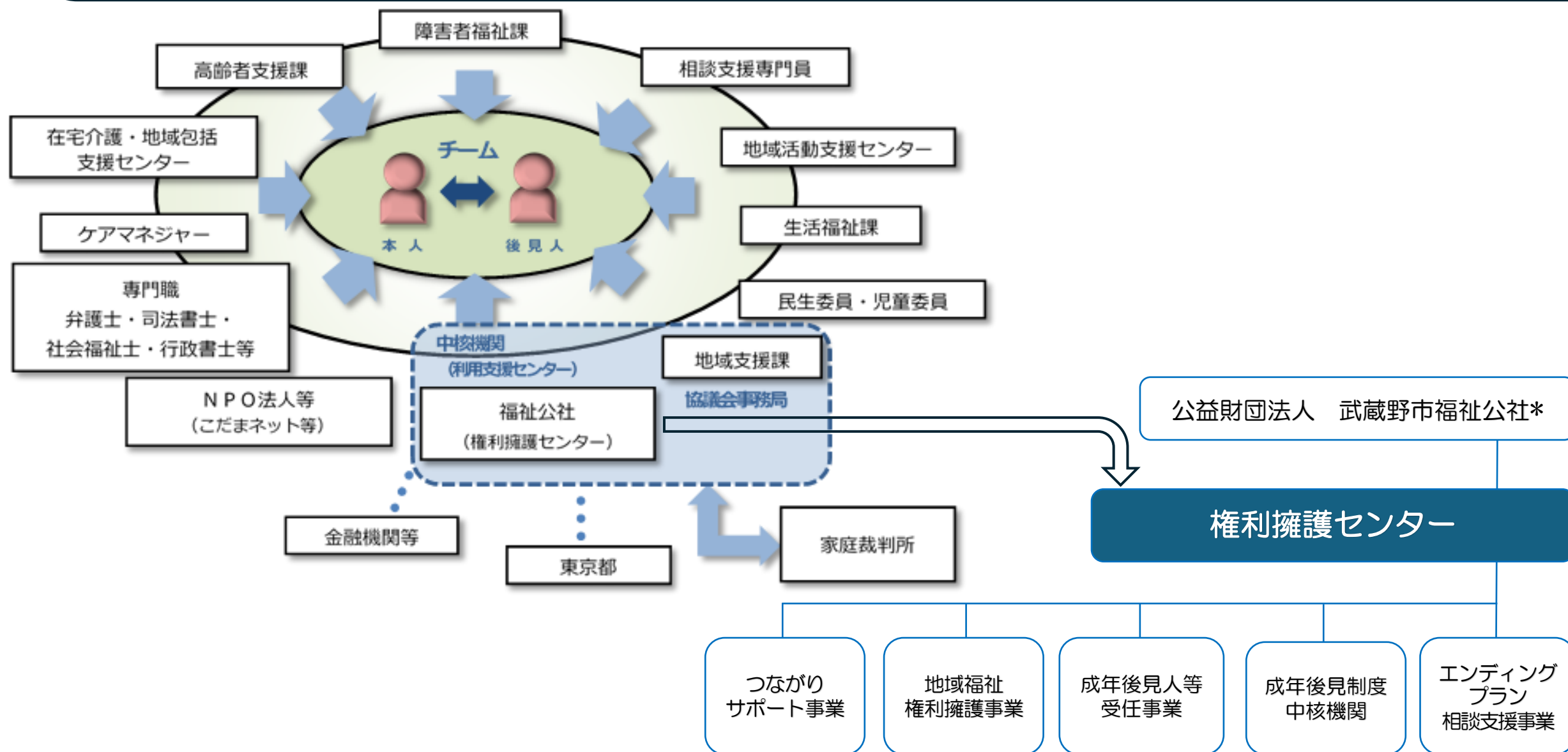
【基本目標】生涯を通じて本人意思が尊重され 安心して自分らしく暮らせるまち

【施策1】 中核機関の運営及び連絡協議会の機能拡充

【施策2】 既存のネットワークを活用した権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

【施策3】 権利擁護支援を支える機能の充実

【施策4】 担い手の育成及び支援



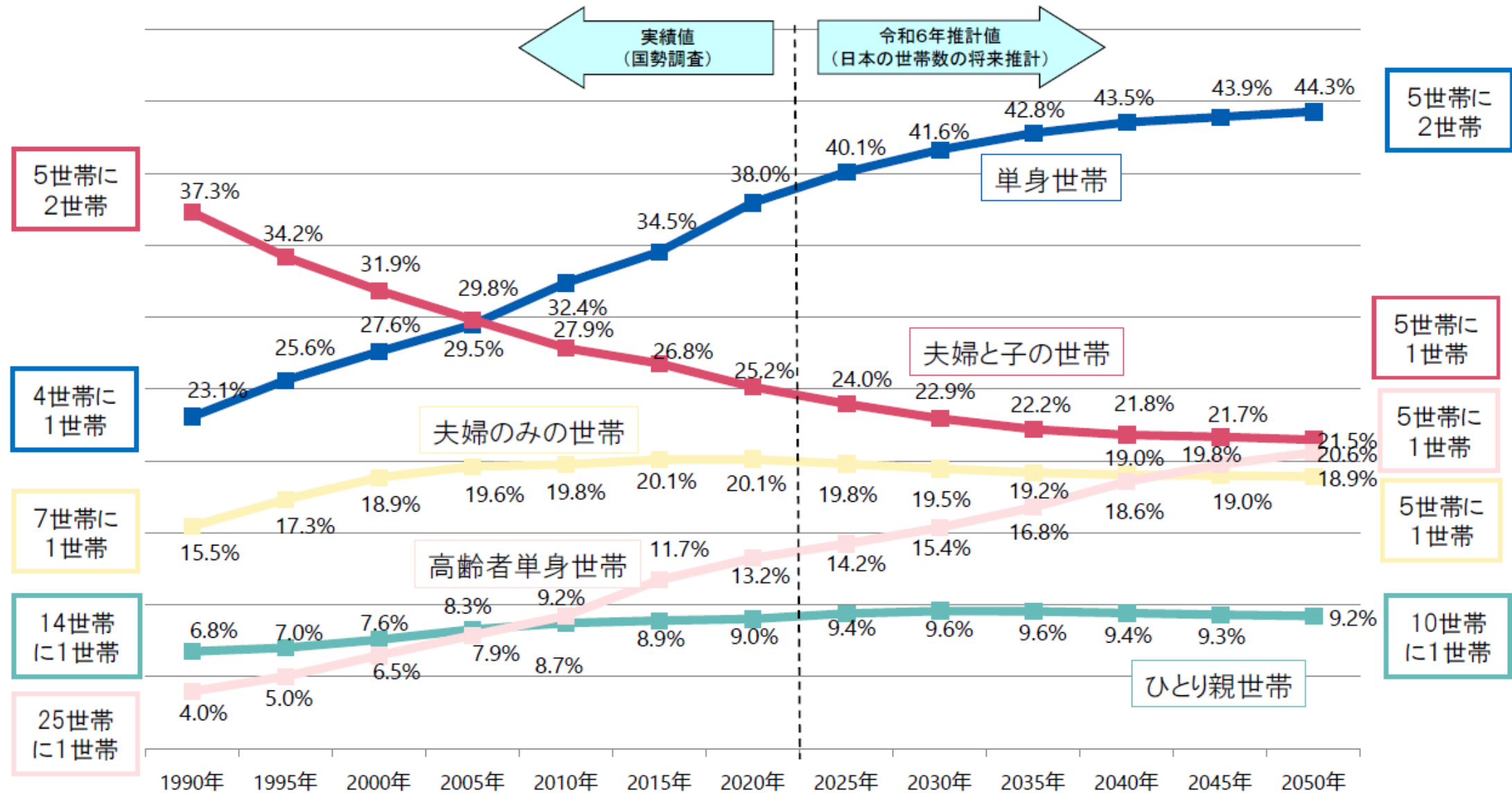
2. ひとり暮らしでも 誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる

論点⑦_頼れる身寄りがいない高齢者等への対応

世帯構成の推移と見通し（全国）

世帯構成の推移と見通し

○単身世帯、高齢者単身世帯(※1) ともに、今後とも増加が予想されている。
単身世帯は、2050年で44.3%に達する見込み。(全世帯数約5,570万世帯(2020年))



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、35.2%(2020年)から45.1%(2050年)へと上昇。

(※3) 子については、年齢にかかわらず、世帯主との続柄が「子」である者を指す。

頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実

1.(3) 頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、地域で安心して生活をするよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。

見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。**



対応すべき新たな課題

社会状況の変化

- ・単身世帯等の増加
- ・成年後見制度の見直しの動き

生活上の課題の例

- ・緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- ・医療費等の支払いが難しい
- ・亡くなった後の手続を行う人がいない
- ・空き家や家財の処分ができない

福祉サービス利用援助事業

対象者

判断能力が不十分な者

事業内容

日常生活支援

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的な金銭管理サービス
- ・書類等の預かりサービス

利用料

無料又は低額

法改正後

福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業

頼れる身寄りがない高齢者等 + 判断能力が不十分な者

日常生活支援（福祉サービス利用援助事業同様）

入院入所等手続支援

（例：手続支援、緊急連絡先の提供、費用の支払代行など）

又は

死後事務支援

（例：葬儀や納骨、家財処分の契約手続、行政への届出など）

資力の要件に該当する者は無料又は低額

拡充・発展

見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける（※1）とともに、地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進（※2）し、課題解決を進めます。

（※1）頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※2）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする

施行日：①法律の公布後2年以内に政令で定める日、②令和9年4月1日

入退院・没後サポート事業（福祉公社）

入退院・没後サポート事業

対象要件

以下の1～5すべて満たす方

- 1 75歳以上の市民の方
- 2 独居もしくは75歳以上のみの世帯、または判断能力の低下している家族と同居している75歳以上の方
- 3 身近に支援ができる親族がいない方、直系親族が不在もしくは支援が困難な方
または都内に3親等以内の親族が不在もしくは支援が困難な方
- 4 事業内容を理解でき、公正証書による契約が可能な方
- 5 預託金を預かることが可能で、利用料の支払いが可能な方

急な入院や没後に備える
サービスです…！



サービス利用料

月額利用料 **20,000円** (税別)

※定期訪問ほか規定の個別支援料含む

《基本》 入退院サポート

契約時
登録料28,000円
(税別)
+
公正証書作成費用

入退院預託金
600,000円～
1,000,000円
(ご希望に応じて)

《オプション》 没後サポート契約

契約時
登録料なし
公正証書作成費用

没後預託金
見積金額
+
事務費用
150,000円 (税別)

有料サービス

裏面①、②、③、⑤の支援を
年間24回（24時間）
超えた場合の個別支援
1時間3,500円（税別）
※入退院預託金から支払い

入退院・没後サポート事業（福祉公社）



公益財団法人 武蔵野市福祉公社



サービス内容

大きく分けて2つのサービスをご用意しています。

- 基本サービスである「入退院サポート契約」
- オプションサービスである「没後サポート契約」

どちらも公正証書作成による契約及び預託金預かりが必須です。

基本

入退院サポート契約

電話での随時ご相談は無料です！

①入退院時支援

預託金による保証金・入院費の支払い、入退院手続き、必要用品のお届け、医療に関する希望事項や治療に関する意思表示書の提示

②医療・福祉サービス利用支援

医師による病状説明時の同席、介護保険サービスや施設入所の契約立ち会い、施設見学などの付き添い、成年後見申立て支援

③生活支援

訪問による書類の確認、銀行の手続き同行、委任状での市役所等の手続き、住宅改修等の契約時・工事等の立ち会い、法律相談の紹介・立ち会い

④定期訪問・定期連絡

3か月に1回の定期訪問、月1回の電話、適宜、電話での相談（月～金 8:30～17:15）

没後サポート契約については、頼れる親族等がない場合は必須です（入退院支援契約から6か月以内を目途に、別途公正証書で作成となります）。単独契約はできません。

オプション

没後サポート契約

有料サービス

年間24回（24時間）までは月額利用料金内で①、②、③、⑤の支援を受けることができます！

⑤死後事務委任契約準備にかかる支援

死後事務に係るご意向確認、葬儀や家財整理の見積依頼・立ち会いなどの契約準備、遺言書作成等法律専門職の紹介など

死後事務委任契約

預託金による火葬、納骨、家財整理、医療費・施設利用料等の支払い、行政機関への手続きなど

個別支援

規定の時間を超えての①、②、③、⑤の個別支援
1時間 3,500円（税別）
※入院預託金から支払い

お問い合わせ

公益財団法人武蔵野市福祉公社

権利擁護センター

☎0422-66-2987

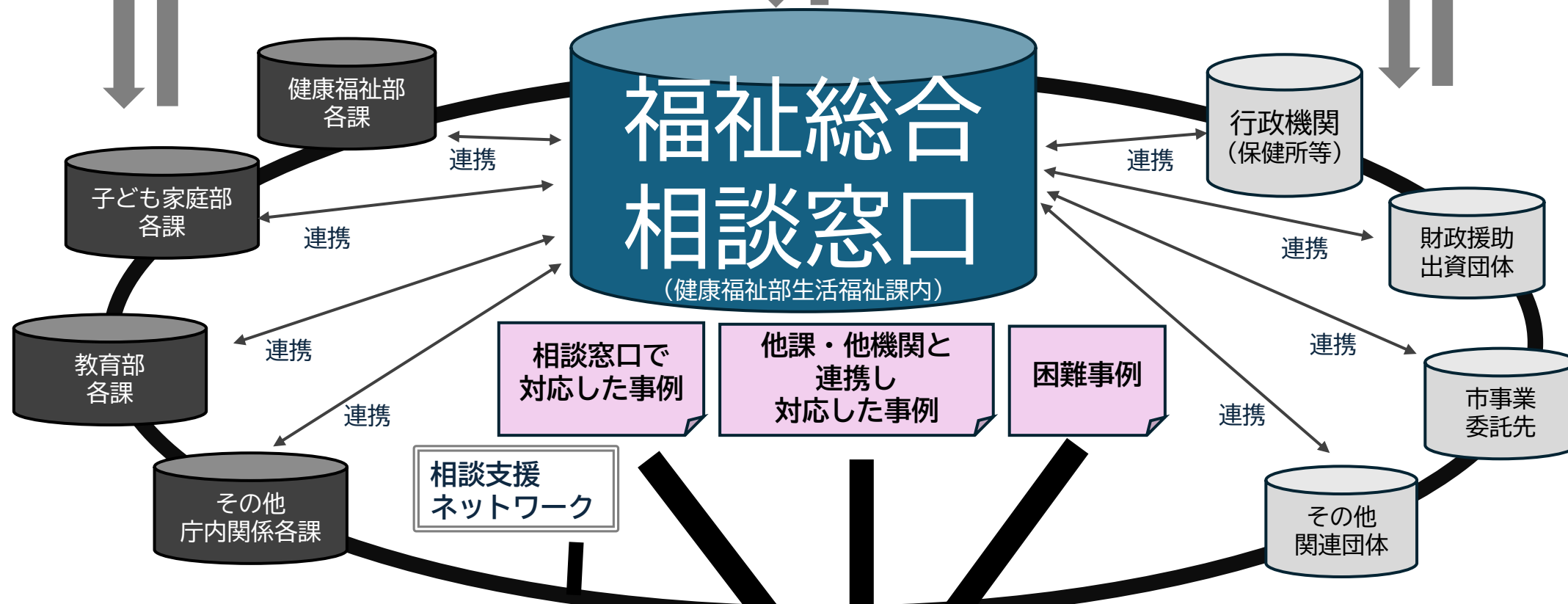


毎年4月に、利用継続意思の確認、医療に関する意思表示書の確認、資産状況の確認、預託金残高の確認、預託金額の見直し等を行います。解約は、月末締めで適宜可能です。

武蔵野市の包括的な支援体制

地域住民・地域団体

相談 支援



(相談支援ネットワークの強化)

☆武蔵野市包括的支援体制
整備調整委員会
(課題解決に向けた政策立案等)

(提案)

☆総合支援調整会議
(課題解決のための庁内外連携)

- ・事例検証、情報共有
- ・庁内外の関係機関との連携について検討 等

3. 認知症になっても 誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる

論点⑧_認知症高齢者に関する相談窓口の 周知

若年性認知症

- 18歳から64歳までに発症した認知症性疾患（アルツハイマー病、脳血管型、前頭側頭型、レビー小体型など）を総称して言います。日本全体では約4万人とされています。社会的役割が大きい世代であり、特に働き盛りの男性の場合には、経済的問題が大きくなります。
- また、家庭内の多くの役割と介護を配偶者が一人で負うため、老年期認知症と比較すると介護負担が大きいといわれています。

【相談先】 多摩若年性認知症総合支援センター

〒191-0062 東京都日野市多摩平2-2-4 ニコール豊田ビル4F

電話：042-843-2198 FAX：042-843-2199

メール：jakunen@moth.or.jp ホームページ：www.moth.or.jp

若年性認知症

相談無料

若年性認知症の相談

●専用電話● 042-843-2198

電話相談 9:00~17:00

来所相談 予約制

対象者 本人、家族、医療・福祉関係者

若年性認知症とは？

18歳から64歳までに発症した認知症性疾患（アルツハイマー病、脳血管型、前頭側頭型、レビー小体型など）を総称して言います。日本全体では約4万人とされています。社会的役割が大きい世代であり、特に働き盛りの男性の場合には、経済的問題が大きくなります。

また、家庭内の多くの役割と介護を配偶者が一人で負うため、老年期認知症と比較すると介護負担が大きいといわれています。

こんなことに困ったら・・・

家族・本人

- 会社から受診を進められているが本人が拒否
- 会社を退職したので収入がない、不安
- 仕事で失敗が目立ってきた
- 家で何もすることがなくブラブラしている
- デイサービスに行きたがらない、デイサービスに断られた
- 専門病院を探している
- 介護に疲れてしまった

医療・福祉関係者

- 支援の方法がわからない、経験がない
- 情報が見つからない

医療機関との コーディネートについて

主治医との連絡を取りながらご本人の日常生活について助言します。

また、近隣の認知症専門医情報などについてお知らせします。

就労支援の コーディネートについて

職場との調整について助言します。

社会保障（経済的な援助）の コーディネートについて

医療費助成や、障害年金など各種社会保障の情報をお伝えするとともに、手続に関する助言・各窓口への質問・同行支援などを行います。

金銭的に大切なもの・ 契約等に関する コーディネートについて

ご本人様に関する財産の管理や福祉サービスなどの手続について相談ができます。

サービスの受給に関する コーディネートについて

お住まいの地域で利用できる訪問・通所のサービス情報や、利用の手続について助言します。

OPEN

若年性認知症支援コーディネーターに
ご相談ください。

3. 認知症になっても 誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる

**論点⑨_認知症基本法の成立及び「新しい
認知症観」の周知・理解促進**

新しい認知症観

「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

令和6年1月、「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進」することを目的として、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症施策を国・地方が一体となって講じていくこととなりました。

また、令和6年12月に閣議決定された「認知症施策推進基本計画」では、認知症症状のある人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進するため、（1）「新しい認知症観」に立つ（2）自分ごととして考える（3）認知症の人等の参画・対話（4）多様な主体の連携・協働の4つを基本的な方向性として定めています。

知って安心 認知症

認知症があってもなくても希望を持って暮らせる社会へ



一人ひとりと生きるまち。

東京都